

清酒の認証基準

制定 平成15年12月10日
改正 平成19年 1月 5日
改正 平成27年 4月 1日

(適用の範囲)

第1 この基準は、島根県内で製造された清酒に適用する。

(定義)

第2 この基準において、清酒とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第2条に規定する酒類のうち同法第3条第7号に掲げる酒類をいう。

(品質等)

第3 清酒の品質等の基準は、次のとおりとする。

1 品質

清酒固有の香味、色沢を有し異味異臭がないこと。

2 使用原材料

使用する米は、島根県内で生産された醸造用玄米（農産物規格規定（平成13年農林省告示第244号）に定められた産地品種銘柄）とし、かつ精米歩合60%以下であること。

3 製造方法等

清酒の製法品質表示基準（平成元年国税庁告示第8号）に定める吟醸酒、純米酒及び本醸造酒のいずれかの製法によるものであること。

(表示)

第4 清酒の表示は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）、酒税法（昭和28年法律第6号）、食品表示法（平成25年6月28日法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年5月15日法律第134号）、及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年4月24日法律第26号）の規定に適合していること。また、次に定めることについては、これにより行うこととする。

区分	基準
特色ある原材料等の表示	一括表示枠外に、「島根県産米100%使用」等、醸造用玄米が島根県産であることを記載すること。

(表示に係る経過措置)

第5 食品表示法の施行の日から5年を経過した日までに製造され、加工される清酒の表示については、第4の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。